

## 「遺言書・ここが変わった遺留分対策」

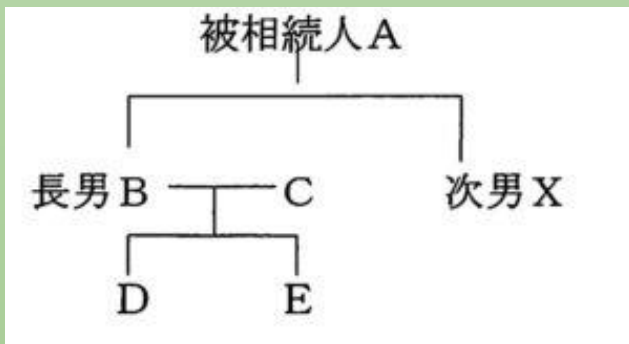
ご存じのように遺言には遺留分が付きものです。兄弟姉妹を除く相続人には相続により遺産の一定の割合を取得することが保障されており、これを遺留分といいます。この遺留分に関して令和元年7月1日より2つの見直しが行われました。

### (1) 遺留分の請求は金銭のみになった

今までは、例えば遺産の不動産に遺留分割合に応じた権利が生じ受遺者（受贈者）と遺留分権利者とで共有状態となり、その不動産の処分や利用に大きな制約を受けることもありましたが今後は遺留分に相当する金銭で遺留分を支払えばよいため、不動産や自社株の贈与も進めやすくなりました。

### (2) 生前贈与を持ち戻す期間を相続前10年間に限定された

今までは、遺言書が残されている場合でも相続人に対する特別受益に当たる贈与は期間の限定がなく原則すべて遺留分の基礎財産に含めることとされていましたが、今後は相続前10年間の特別受益に限り遺留分の基礎財産に含めることとされました。これにより相続開始より10年以上前に贈与された財産は一定の場合を除き遺留分を計算する際の財産に含めなくてもよいこととなりました。



財産分けの問題は遺言書があればほとんどが解決できます。というのも、遺言書があれば財産分けのことは遺言書が遺産分割より優先されるからです。ただし、遺言書は相続人の揉め事を未然に防ぐ第1歩です。しかし遺留分も残りますから、遺留分のある相続人には最低限の遺産を残すことを考えておくことも必要です。

遺言があれば財産の「分け方」についてはほとんど解決しているといえますが、遺留分についても相続前に解決しておかないと相続後に揉める原因にもなります。先にご紹介したとおり今後は遺留分については金銭で解決できることとなりますから、遺言書の相続対策と併せて遺留分対策も必要になるでしょう。とりあえず遺言書を残すのではなく遺留分も見据えた遺言書を残すことが「円満な相続」になると考えます。

# SORA遺言総合プランのご案内



SORA総合支援事務所では遺言についての事前のご相談から遺言書（公正証書遺言原案）作成のお手伝い、遺留分対策、遺言書の保管、財産などの変動のご紹介、を一括で行うサービスです。また遺言執行も別途プランにて併せてお引き受け致します。

遺言書作成には手間がかかるうえ、書類の不備などでせっかくの遺言書が無効となってしまう場合もあります。いざ相続の際に遺言書を拝見させて頂くとその遺言書では相続ができないといったケースもありました。また、不動産や預貯金の相続手続も複雑で時間がかかります。



SORA遺言総合プランなら、遺言書を作る段階から様々なサポートを行い、面倒な事務手続きもSORA総合支援事務所がお手伝いしますので、不慣れな方、多忙で時間がとれない方も安心です。併せて遺留分対策も検討・ご提案します。また、申し出があれば遺言書はいつでも変更・撤回できます。SORA総合支援事務所は「相続人様への思い」を込めた遺言書をお作りできるように遺言者様をサポート致します。

※SORA総合遺言プランでは弊社所定の報酬を申し受けます。詳細はご相談時にご提示させていただきます。なお、内容によりお申し込みの意に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。